

業 務 仕 様 書

1 業務名

札幌市交通局地下鉄運転手採用広報パンフレットデザイン作成等業務

2 業務の目的

本市地下鉄運転手の採用試験において、より多くの有為な人材を確保し、全体の受験者数を増加させることを主目的とする。

そのために、主な受験対象となる若年層（18歳～31歳未満）をはじめ、異業種からの転職検討者や、首都圏等からのUIJターン希望者など幅広い層に対し、地下鉄運転手という仕事の魅力、やりがい、職場の雰囲気、安心の育成体制等を視覚的かつ効果的に伝えるための採用広報パンフレットを作成する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月1日（月）まで

4 パンフレットの基本仕様（前提条件）

本業務におけるデザインおよびデータ作成の前提となる印刷・製本仕様は以下のとおりとする。

- (1) 仕上がりサイズ：A4サイズ 縦型（展開サイズ：A3サイズ）
- (2) ページ数：全8ページ構成（表紙4ページ、本文4ページ）
- (3) カラー：フルカラー
- (4) 製本・加工仕様：中綴じ（ステープラー2本留め）、小口裁断有り
- (5) 使用予定紙質：マットコート紙又は再生マットコート紙 135kg程度（※最終的な紙質は印刷業者と協議の上決定する）

5 業務内容

受託者は、委託者の指示に基づき、以下の業務を行うこと。また、本業務の契約後、7営業日以内に本仕様書に基づいた作業計画書を提出し、委託者の了解を得ること。

なお、本業務は「印刷用データの作成・納品」までとし、印刷・製本業務は本業務に含まない。

(1) 企画・構成案の作成

地下鉄運転手への志望度を向上させるための全体コンセプトの立案。

上記「4 基本仕様」に基づく全8ページの構成案（台割）の作成。

(2) 取材・原稿執筆

委託者が指定する現役地下鉄運転手（数名程度）へのインタビュー取材の実施。

取材に基づく、読者の共感を呼び、受験への不安を払拭するような原稿（キャッチコピー、リード文、本文）の作成。

(3) 写真撮影

パンフレットに使用する写真（職員ポートレート、運転席・車両基地等の現場風景、教習風景など）のプロカメラマンによる撮影。

※ 撮影場所は委託者が指定する交通局施設内とし、日時は委託者と協議の上決定すること。

ア 撮影場所、撮影日時、及び撮影モデルの人数は委託者及び受託者双方の協議により決定する。なお、撮影日数は1日程度とする。

イ 撮影モデルは、委託者が選定する。

ウ 使用カット数はパンフレット全8ページの構成に必要なカット（15～20カット程度）数を想定して撮影を行うこと。

- エ 撮影場所では、安全上の管理のため、委託者の指示に従うこと。
- オ 撮影に係る機材の準備や技術者の確保は、受託者の負担とする。
- カ 撮影方法は、委託者と打ち合わせのうえ、受託者が構図などを提案し、撮影する。

(4) デザイン・レイアウト作成

作成した原稿および写真を使用し、ターゲット層の目を惹く魅力的なデザイン・レイアウトを作成すること。

校正は原則として初校、再校、三校（了了校）まで行うこと。

(5) 印刷用データの作成および調整

委託者が別途手配する印刷業者の指定する中綴じ 製本・小口裁断用のデータ仕様（トンボ、塗り足し、カラープロファイル、見開き データか単ページデータかの別等）を確認し、不備のない完全下版データを作成すること。

6 納入成果物

- (1) 完全下版データ（印刷業者指定の形式）：1式
- (2) 電子配布用PDFデータ（HP掲載やメール添付用に軽量化したもの）：1式
- (3) デザインの元データ（AIデータ等）：1式
- (4) 使用した写真の画像データ（JPEGデータ等）：1式

7 納入先

札幌市交通局事業管理部総務課職員係（札幌市中央区大通西2丁目9）

8 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料等の提供について誠実に対応するものとする。
- (3) 受託者は、委託者から提供を受けた資料等を本業務にのみ使用するものとする。
- (4) 本業務の履行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせ等を行うものとする。
- (5) 本業務で知り得た情報は、契約期間中及び契約期間終了後も、一切の情報を外部へ漏洩してはならない。
- (6) 委託者から提供した写真や受託者が撮影した写真中に、業務上使用する計器等が写っていた場合は、委託者の指示に基づき、受託者は適切な加工を施すものとする。
- (7) デザインの作成に当たっては本市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版」（<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/index.html>）を参考とし、誰にとっても見やすく、分かりやすい広報媒体となるよう配慮すること。
- (8) 委託業務の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）等その他の一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (9) ア 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
イ 本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (10) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

- (11) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (12) 撮影した写真の生データについても、委託者の求めがあれば提出すること。
- (13) 本業務の履行において、本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。